マイナンバーカードをお持ちの方へ



★ ごぞんじですか ★
お引越しや、お名前が変わると
スマホやパソコンからの確定申告
(e-Tax)※ ができない場合があります。

※ マイナンバーカードを使って送信する場合

● お引越しや、お名前が変わった方へ

マイナンバーカードに記録されている署名用電子証明書(以下、電子証明書)は、ご住所やお名前等が変わると自動的に失効します。

電子証明書は、スマホ等で確定申告書 (e-Tax) を送信する際に必要となります。

電子証明書が「有効」でない方は、東大阪市役所別館マイナンバーカード交付窓口または各行政サービスセンターで電子証明書再発行の手続きをしてください。

● 電子証明書の「有効」確認方法

アプリを使って、マイナンバーカード内の電子証明書の 状態が確認できます。

下のQRコードから、ウェブサイトの案内に従い、

利用者クライアントソフト(JPKI利用者ソフト)を ダウンロードし、ご自身の電子証明書の状態を確認し てから、確定申告(e-Tax)を行ってください。

公的個人認証サービス ポータルサイト



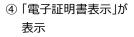
Google Play または App Storeから「JPKI利用者ソフト」をダウンロード



 アプリを立ち上げ、 「自分の証明書を確認する」 をタップ

②「署名用電子証明書」を 選択 ⇒ OK

③ マイナンバーカードをスマホに セットし、パスワードを入力 ⇒ OK (注)

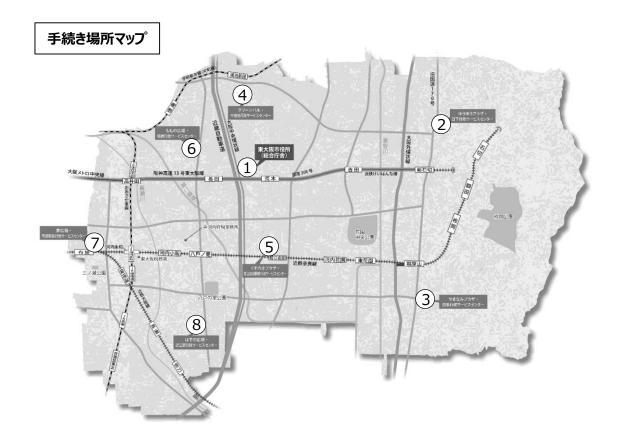


⑤ 画面下部の「有効性確認」 をタップ。

③の操作を再度行い、 状態を確認

⑥「有効」と表示された場合のみ、確定申告書(e-Tax)の送信可

(注) マイナンバーカードをスマホにセットし、パスワードを入力するときは 画面が切り替わるまで、**スマホから離さないようにしてください**。



(1)	東大阪市役所
<u>I</u>	マイナンバーカード交付窓口

荒本北1丁目1番1号 市役所別館

行政サービスセンター ※

2	日下	日下町3丁目1番7号
3	四条	南四条町1番7号
4	中鴻池	中鴻池町2丁目3番13号
(5)	若江岩田駅前	岩田町4丁目3番22-500号 希来里5階
6	楠根	楠根1丁目12番12号
7	布施駅前	長堂1丁目8番37号 ヴェル・ノール布施5階
8	近江堂	近江堂3丁目12番15号

- ・代理人の方が手続きをされる場合は、持ち物や手続き方法が通常と異なりますので、市民室までお問合せください。
- ※ ご注意ください。 他の市町村から東大阪市へお引越しされ、マイナンバーカードに新住所が表示されていない方は、 転入届出日から90日を経過した場合、マイナンバーカードが失効し、再発行の手続きが必要 (有料)になる場合があります。

マイナンバーカードについてのお問合せ東大阪市 市民室 06-4309-3163